

ネオ いりょう

引受緩和型

<無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)>

健康状態に不安を かかえていても入りやすい!

がん・通院や女性疾病に幅広く備えられる医療保険



健康割引特別
あります。

- 本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 本商品のご検討・お申し込みに際しましては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- 株式会社みずほ銀行はネオファースト生命の募集代理店です。

ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

[募集代理店]

[引受保険会社]



みずほ銀行



ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✔ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✔ お申し込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意、ご確認いただきたい事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。なお、商品のご検討にあたっては、これらをご覧いただくとともに販売資格を持つみずほ銀行の生命保険募集人にご相談ください。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」に記載の無い特則の適用、特約の付加等をご検討される場合はネオファースト生命にお問い合わせください。

✔ 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 本商品は、みずほ銀行を募集代理店とするネオファースト生命の商品であり、契約の主体はお客さまとネオファースト生命になります。
- 本商品は生命保険であり、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 本商品に関するお客さまのお取引が、みずほ銀行におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては本商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなる場合があります。よって、保険料に充当するための借入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めています。

保有契約
約50万件を
突破
※2021年5月末時点



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを「InsTech」(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



本資料は2022年4月時点の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレットです(出典元の資料は2019年11月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間:平日 9時00分～17時00分
12月31日～1月3日、祝日・振替休日はご利用いただけません

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

特徴①

持病・既往症があり健康状態に不安のある方でも入りやすい!

持病のある方

現在、薬を服用されている方

大きな病気を過去にされた方

- 主契約等の保障(P.2で㊦マークがある保障)の告知項目は3つだけでお申し込みいただけます!
- ☑詳細についてはP.3~P.4「告知項目について」をご確認ください。

特徴②

所定の要件を満たしたら保険料が割り引きになる!

- 契約日から5年間、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払われる入院日数が通算してそれぞれ5日未満の場合、健康割引特則が適用され、以後の保険料が割り引きになります。
- ☑詳細についてはP.7~P.8「健康割引特則について」をご確認ください。

特徴③

ご契約1年目から満額保障!

- 給付金の支払削減期間がないので、ご契約1年目から給付金を満額お受け取りいただけます。

特徴④

必要な保障を必要な分だけ!

- お客さまのニーズに合わせて、様々な特約・特則を組み合わせることができます。

㊦告知項目が3つだけの保障

㊦主契約(入院保障)

<p>入院・手術等に備える</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦手術保障特約 (引受基準緩和型) ㊦先進医療特約 (引受基準緩和型) ㊦入院一時給付特約 (引受基準緩和型) 	<p>がんに備える</p> <ul style="list-style-type: none"> NEW ㊦がん診断特約 (引受基準緩和型) (2020) ㊦抗がん剤治療特約 (引受基準緩和型) 	<p>特定疾病に備える</p> <ul style="list-style-type: none"> NEW ㊦特定疾病一時給付特約 (引受基準緩和型) NEW ㊦特定疾病保険料払込免除特約 (引受基準緩和型) (2020) ㊦三大疾病支払日数限度無制限特則
<p>女性に多い病気に備える</p> <ul style="list-style-type: none"> NEW ㊦女性疾病入院特約 (引受基準緩和型) 	<p>様々な治療に備える</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦通院特約 (引受基準緩和型) ㊦治療保障特約 (引受基準緩和型) 	

- ☑詳細についてはP.9~P.18「特約・特則一覧」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

必ずお読みください。

- 本商品は引受基準を緩和することにより、健康状態に不安をかかえている方もご加入しやすいように設計された商品です。このため、ネオファースト生命の無解約返戻金型終身医療保険(特約を含む)に比べて保険料が割増しされています。
- 健康状態について詳細な告知をいただくことで、この保険より安い保険料でネオファースト生命の無解約返戻金型終身医療保険(特約を含む)にご加入いただける場合があります。
- 責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合についても、責任開始期以後にその症状が悪化したこと等により初めて入院等をした場合は疾病入院給付金等のお支払い対象になります。ただし、責任開始期前に医師からその入院等を勧められていた場合はお支払いの対象にはなりません。

告知項目について

こちらの「告知項目」をチェック

P.2で  マークのある保障は、告知項目が3つだけでお申し込みいただけます。

1	<p>過去5年以内 に、がん(上皮内新生物を除く)・肝疾患・精神疾患・腎疾患で 入院(人間ドックを除く)をしたこと、または手術(レーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含む)を受けたこと がありますか。</p> <table border="1"> <tr> <td>「がん」に含まれるもの(例示)</td> <td>・癌 ・肉腫 ・リンパ腫 ・白血病 ・多発性骨髄腫 ・骨髄異形成症候群 ・真性赤血球増加症(多血症) ・本態性(出血性)血小板血症 ・カルチノイド 等</td> </tr> <tr> <td>「肝疾患」に含まれるもの(例示)</td> <td>・肝炎(肝炎ウイルス感染を含む) ・肝硬変 ・肝機能障害 ・肝しゅよう ・肝のう胞 等</td> </tr> <tr> <td>「精神疾患」に含まれるもの(例示)</td> <td>・うつ病 ・そううつ病 ・双極性障害 ・神経症 ・統合失調症 ・自律神経失調症 等</td> </tr> <tr> <td>「腎疾患」に含まれるもの(例示)</td> <td>・腎炎 ・腎症 ・腎不全 ・腎機能障害 ・腎しゅよう ・腎のう胞 ・のう胞腎 ・腎結石 ・腎盂結石 等</td> </tr> </table>	「がん」に含まれるもの(例示)	・癌 ・肉腫 ・リンパ腫 ・白血病 ・多発性骨髄腫 ・骨髄異形成症候群 ・真性赤血球増加症(多血症) ・本態性(出血性)血小板血症 ・カルチノイド 等	「肝疾患」に含まれるもの(例示)	・肝炎(肝炎ウイルス感染を含む) ・肝硬変 ・肝機能障害 ・肝しゅよう ・肝のう胞 等	「精神疾患」に含まれるもの(例示)	・うつ病 ・そううつ病 ・双極性障害 ・神経症 ・統合失調症 ・自律神経失調症 等	「腎疾患」に含まれるもの(例示)	・腎炎 ・腎症 ・腎不全 ・腎機能障害 ・腎しゅよう ・腎のう胞 ・のう胞腎 ・腎結石 ・腎盂結石 等	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	「はい」の場合、お申し込みいただけません。
「がん」に含まれるもの(例示)	・癌 ・肉腫 ・リンパ腫 ・白血病 ・多発性骨髄腫 ・骨髄異形成症候群 ・真性赤血球増加症(多血症) ・本態性(出血性)血小板血症 ・カルチノイド 等										
「肝疾患」に含まれるもの(例示)	・肝炎(肝炎ウイルス感染を含む) ・肝硬変 ・肝機能障害 ・肝しゅよう ・肝のう胞 等										
「精神疾患」に含まれるもの(例示)	・うつ病 ・そううつ病 ・双極性障害 ・神経症 ・統合失調症 ・自律神経失調症 等										
「腎疾患」に含まれるもの(例示)	・腎炎 ・腎症 ・腎不全 ・腎機能障害 ・腎しゅよう ・腎のう胞 ・のう胞腎 ・腎結石 ・腎盂結石 等										
2	<p>最近3か月以内 に、医師の診察または検査により 入院(人間ドックを除く)または手術(レーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含む)を勧められたこと がありますか。(すでに入院をした、または手術を受けた場合は「いいえ」に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。)</p>	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	「はい」の場合、お申し込みいただけません。								
3	<p>過去2年以内 に、告知項目1以外の 病気やケガ で、入院(人間ドックを除く)をしたこと、または手術(レーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含む)を受けたこと がありますか。</p> <p><small>*「はい」に該当した場合、詳細を告知いただけます。告知いただいた詳細内容によってはお引き受けできる場合があります。</small></p>	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい*								

- 告知項目1～3がすべて「いいえ」に該当した場合、お申し込みいただけます。
- 告知項目3が「はい」に該当した場合でも、告知いただいた詳細内容によってはお引き受けできる場合があります。

※健康状態のほか、職業、ネオファースト生命での過去の契約状況等を総合的に判断した結果、お引き受けできないことがあります。

+ さらに

①	<p>がん診断特約(引受基準緩和型)(2020) 抗がん剤治療特約(引受基準緩和型) をお申し込みされる場合</p> <p>特定疾病一時給付特約(引受基準緩和型) 特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020)</p>	告知項目4・5	をチェック <input checked="" type="checkbox"/>				
4	<p>過去5年以内 に、以下のいずれかに該当することはありましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がんまたは上皮内新生物で 入院(人間ドックを除く)をしたこと、または手術(レーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含む)を受けたこと がありますか。 ●がんまたは上皮内新生物で 診断確定されたこと がありますか。 <table border="1"> <tr> <td>「がん」に含まれるもの(例示)</td> <td>・癌 ・肉腫 ・リンパ腫 ・白血病 ・多発性骨髄腫 ・骨髄異形成症候群 ・真性赤血球増加症(多血症) ・本態性(出血性)血小板血症 ・カルチノイド 等</td> </tr> <tr> <td>「上皮内新生物」に含まれるもの(例示)</td> <td>・子宮頸部・陰部・外陰部の高度異形成 ・上皮内がん ・子宮頸がん0期 ・非浸潤がん ・ポーエン病 ・大腸の粘膜内がん ・VIN3 ・CIN3 ・VAIN3 等</td> </tr> </table>	「がん」に含まれるもの(例示)	・癌 ・肉腫 ・リンパ腫 ・白血病 ・多発性骨髄腫 ・骨髄異形成症候群 ・真性赤血球増加症(多血症) ・本態性(出血性)血小板血症 ・カルチノイド 等	「上皮内新生物」に含まれるもの(例示)	・子宮頸部・陰部・外陰部の高度異形成 ・上皮内がん ・子宮頸がん0期 ・非浸潤がん ・ポーエン病 ・大腸の粘膜内がん ・VIN3 ・CIN3 ・VAIN3 等	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	「はい」の場合、①の特約はいずれもお申し込みいただけません。
「がん」に含まれるもの(例示)	・癌 ・肉腫 ・リンパ腫 ・白血病 ・多発性骨髄腫 ・骨髄異形成症候群 ・真性赤血球増加症(多血症) ・本態性(出血性)血小板血症 ・カルチノイド 等						
「上皮内新生物」に含まれるもの(例示)	・子宮頸部・陰部・外陰部の高度異形成 ・上皮内がん ・子宮頸がん0期 ・非浸潤がん ・ポーエン病 ・大腸の粘膜内がん ・VIN3 ・CIN3 ・VAIN3 等						
5	<p>過去1年以内 に、医師の診察・検査または健康診断・人間ドック(がん検診・脳ドックを含む)を受けた結果、がん・上皮内新生物・子宮頸部異形成(それらの病気の疑いを含む)の 指摘を受けたこと がありますか。</p> <p>ただし、診察・検査の結果、がん・上皮内新生物・子宮頸部異形成ではなく、異常指摘なく診療完了した場合または良性と診断された場合は含みません。また、告知日からさかのぼって5年より前に診断確定されたがん・上皮内新生物に対する診察・検査・投薬・治療は含みません。</p> <p>※がん・上皮内新生物については告知項目4の表をご確認ください。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	「はい」の場合、①の特約はいずれもお申し込みいただけません。				
②	<p>特定疾病一時給付特約(引受基準緩和型) 特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020) をお申し込みされる場合</p>	告知項目6	もチェック <input checked="" type="checkbox"/>				
6	<p>過去2年以内 に、心筋梗塞または脳卒中(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血)で 医師の診察・検査・治療・投薬を受けたこと がありますか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	「はい」の場合、②の特約はいずれもお申し込みいただけません。				

がん診断特約(引受基準緩和型)(2020)・抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)におけるご留意点

告知項目4・5が「いいえ」の場合でも、告知の前(主契約の責任開始期の直前の5年間)、または告知の時から各特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内新生物を含む)と診断確定されていた場合、各特約は無効となり、給付金のお支払いはありません。

●給付金等のお支払いの対象にならない場合があります。給付金のお支払い等の詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等所定の資料を必ずお読みください。
●主契約・特約の給付金額については下記の限りではありません。取り扱いの金額範囲等についての詳細は募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

POINT 1

主契約等の保障の告知項目は3つだけです。

※がん診断特約(引受基準緩和型)(2020)、抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)をお申し込みの場合は5つ、特定疾病一時給付特約(引受基準緩和型)、特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020)をお申し込みの場合は6つとなります。

告知項目について ▶ P.3 ~ P.4

POINT 2

所定の要件を満たした場合、以後の保険料が割り引きになります。

健康 割引特則について ▶ P.7 ~ P.8

POINT 3

入院保障に加えて、お客様のニーズに合わせて様々な特約を組み合わせられます。

※特約を付加した場合および特則を適用した場合は別途保険料が加算されます。

特約・特則の詳細について ▶ P.9 ~ P.18

このマーク付きの保障は、告知項目が3つだけでお申し込みいただけます。

- ご加入条件 ●契約年齢範囲:20歳~80歳 ●主契約入院給付金日額:3,000円~通算20,000円(1,000円単位)
●保険料払込期間:終身払・65歳払済・60歳払済・10年払済(65歳払済・60歳払済の場合はご契約より払込期間満了まで10年以上が必要です)。
●保険料払込方法:月払・年払(半年払、保険料の前納のお取り扱いはありません)。

基本保障(主契約)

疾病入院給付金

入院費の備えに

病気で入院をしたとき

日帰り入院から保障

災害入院給付金

ケガで入院をしたとき

入院日額10,000円プラン

入院1日につき **10,000円**

1回の入院支払限度:60日型・120日型 通算支払限度:1,095日

[三大疾病支払日数限度無制限特則を適用した場合] がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患による入院の場合、1回の入院、通算ともに主契約の支払日数限度を無制限に保障

●日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。支払対象の日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無等を参考にネオファースト生命が判断します。

入院日額5,000円プラン

入院1日につき **5,000円**

保険期間

終身

お客様のニーズに合わせ、必要な保障を組み合わせられます(主契約入院給付金日額 3,000円から設定でき、特約の組合せや特約の給付金額等を自由にご選択できます)。

オプション(特約)

手術保障特約

(引受基準緩和型)

1,000種類以上の手術を保障

公的医療保険制度対象の手術・放射線治療等を受けたとき

手術給付金

入院中 **5万円**
外来 **2.5万円**

入院中 **5万円**
外来 **2.5万円**

終身

詳細ページ ▶ P.9

先進医療特約

(引受基準緩和型)

高額になる技術料への備えに

先進医療による療養を受けたとき

先進医療給付金

先進医療にかかる技術料と同額(通算2,000万円まで)

10年更新

詳細ページ ▶ P.9

入院一時給付特約

(引受基準緩和型)

入院時・退院後の諸費用に

病気・ケガで入院をしたとき

日帰り入院から保障

入院一時給付金

入院1回につき **5万円**

入院1回につき **5万円**

終身

詳細ページ ▶ P.10

その他にも豊富なオプションがあります。

がんに関する特約

がん診断特約(引受基準緩和型)(2020) [保険期間] 終身

詳細ページ ▶ P.12

抗がん剤治療特約(引受基準緩和型) [保険期間] 終身

詳細ページ ▶ P.13

特定疾病に関する特約

特定疾病一時給付特約(引受基準緩和型) [保険期間] 終身

詳細ページ ▶ P.15

特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020) [保険期間] 終身

詳細ページ ▶ P.15

様々な治療に関する特約

女性疾病入院特約(引受基準緩和型) [保険期間] 終身

詳細ページ ▶ P.11

通院特約(引受基準緩和型) [保険期間] 終身

詳細ページ ▶ P.17

治療保障特約(引受基準緩和型) [保険期間] 10年更新

詳細ページ ▶ P.18

*主契約の責任開始日以後、保障されない期間があります。
▲特約の自動更新についてはP.18「特約の自動更新」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保障内容の詳細については次ページ以降をご確認ください。

健康割引特則について

以下の要件を満たす場合、「健康割引特則」が適用され、以後の保険料が割り引きになります！

健康割引特則適用要件

契約日から**5年後**の契約応当日において、前日までに下記のいずれにも該当する場合に適用されます。

疾病入院給付金の支払われる入院の日数が**通算して5日未満**
(疾病入院給付金の支払われる入院がない場合も含む)

災害入院給付金の支払われる入院の日数が**通算して5日未満**
(災害入院給付金の支払われる入院がない場合も含む)



※主契約(疾病入院給付金・災害入院給付金)の支払状況にて判定し、**主契約以外の給付金(手術給付金等)が支払われた場合でも上記の要件を満たす場合、健康割引特則は適用されます。**
 ※健康割引特則が適用された場合、**各特約についても保険料が割り引かれます。**
 ※健康割引特則の適用による割引後の保険料は契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。

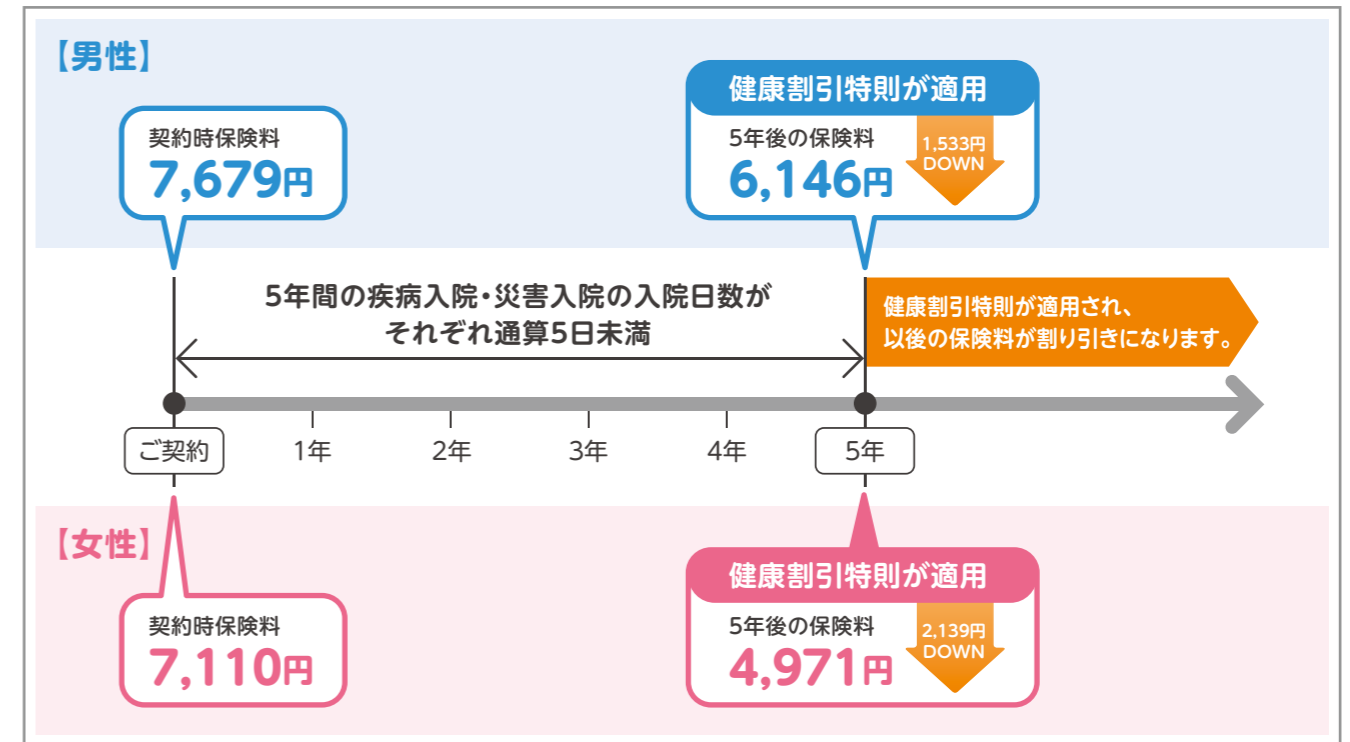
(例)

Aさん	Bさん	Cさん	Dさん
「契約日」から「5年後の契約応当日の前日まで」の期間で...			
<疾病入院> がんが4日入院	<疾病入院> なし	<疾病入院> 肺炎で6日入院	<疾病入院> 虫垂炎で4日入院
<災害入院> なし	<災害入院> 骨折で5日入院	<災害入院> 骨折で3日入院	<災害入院> 骨折で4日入院
○ 適用されます	× 適用されません	× 適用されません	ポイント! ○ 適用されます

※上記の例はそれぞれ記載以外の入院がない場合の例になります。

健康割引特則の適用事例

契約例 ●契約年齢:60歳 ●月払 ●保険料払込期間:終身払 ●主契約:5,000円(60日型・三大疾病支払日数限度無制限特則なし)
 ●手術保障特約(引受基準緩和型):基準給付金額2.5万円 ●先進医療特約(引受基準緩和型)
 ●入院一時給付特約(引受基準緩和型):5万円



健康割引特則適用後の保険料例 ※上記契約例の場合

性別 契約年齢	男性			女性		
	契約時保険料 (a)	健康割引特則 適用後保険料 (b)	割引額(a)-(b)	契約時保険料 (c)	健康割引特則 適用後保険料 (d)	割引額(c)-(d)
30歳	4,764円	3,232円	1,532円	4,587円	3,022円	1,565円
40歳	5,381円	3,815円	1,566円	5,062円	3,301円	1,761円
50歳	6,320円	4,771円	1,549円	5,967円	4,038円	1,929円
60歳	7,679円	6,146円	1,533円	7,110円	4,971円	2,139円
70歳	9,663円	8,234円	1,429円	9,219円	6,620円	2,599円
80歳	12,931円	11,326円	1,605円	13,124円	9,321円	3,803円

※健康割引特則の適用の判定は1回限りで、契約日から5年後の契約応当日時点の判定となります。それ以降の5年間で給付金のお支払いがない場合等は特則の適用要件にはなりません。
 ※健康割引特則適用後に、契約日から5年以内の入院について疾病入院給付金または災害入院給付金の請求が行われたことにより、特則適用の要件に該当しないこととなった場合、この特則の適用はなかったものとして、割り引きのない保険料に改めます。
 ※保険料が割り引かれるか否かによって、契約内容が変わることはありません。
 ※先進医療特約(引受基準緩和型)の更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。従って、特約の更新前後で同じ保障内容であったとしても、更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。

▼詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」[ご契約のしおり・約款]をご確認ください。

特約・特則一覧

- 給付金等のお支払いの対象にならない場合があります。給付金のお支払い等の詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等所定の資料を必ずお読みください。
- 主契約・特約・特則の給付金額の設定、組み合わせには一定の基準があります。詳細は募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
- 特約のみのご契約は取り扱いません。特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。
- 特約を付加した場合および三大疾病支払日数限度無制限特則を適用した場合は別途保険料が加算されます。

三大疾病 支払日数限度 無制限特則

がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患が原因で入院をしたとき
疾病入院給付金を「1回の入院限度」「通算支払限度」とともに
支払日数限度無制限
でお受け取りいただけます。

※主契約の保障内容等については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

保険
期間

終身

手術保障特約 (引受基準緩和型)

【手術給付金】

公的医療保険制度対象の
手術・放射線治療等を受けたとき
給付金をお受け取りいただけます。

保険
期間

終身

支払事由	支払額	支払限度
・病気・ケガによる公的医療保険制度対象の手術*1、放射線治療等を受けたとき ・所定の造血幹細胞移植、所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けたとき	【入院中*2】 基準給付金額×2 【外 来】 基準給付金額 基準給付金額 1万円～20万円 取 扱 範 囲 5,000円単位	通算回数 無制限

*1 手術については、開頭・開胸・開腹等の術式を問いません。
*2 入院中の手術とは主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払対象となる入院中等に受けた手術のことで。

- 手術給付金をお受け取りいただけない手術があります。詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術は責任開始日からその日を含めて1年経過した日より保障が開始されます。
- 放射線治療を複数回受けた場合の手術給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。

先進医療特約 (引受基準緩和型)

【先進医療給付金】

所定の先進医療による療養
を受けたとき
先進医療にかかる技術料と同額を
お受け取りいただけます。

通算
2,000
万円

保険
期間

10年

支払事由	支払額	支払限度
所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算: 2,000万円

▲ 先進医療特約(引受基準緩和型)の保険期間は10年更新となります。詳細についてはP.18「特約の自動更新」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

☑ 所定の先進医療についてはP.10をご確認ください。なお、詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特定先進医療キャッシュレスサービス 【サービスの対象】 先進医療特約(引受基準緩和型)

特定の先進医療による療養(「重粒子線治療」または「陽子線治療」)をネオファースト生命所定の医療機関で受けられる場合に、先進医療給付金をネオファースト生命が医療機関に直接お支払いするサービスです(2020年1月現在のお取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります)。

- 治療開始前に先進医療給付金をご請求いただいた場合、お支払いできるかをご請求いただいた方に事前にお知らせし、治療開始後に先進医療給付金をネオファースト生命が医療機関に直接お支払いします。
- ご利用に際しては、ネオファースト生命所定の要件を満たすことが必要ですので、必ず、治療開始前にネオファースト生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。
- ご利用は任意となりますので、ご請求いただいた方に先進医療給付金をお支払いする方法もお選びいただけます。

入院一時給付特約 (引受基準緩和型)

【入院一時給付金】

疾病入院給付金または災害入院給付金の支払対象になる入院をしたとき

日帰り入院から一時金をお受け取りいただけます。

保険
期間

支払事由	支払額	支払限度
主契約の支払対象となる入院をしたとき	入院一時給付金額 給付金額 1万円～20万円 取扱範囲 5,000円単位	通算:50回

※入院を2回以上した場合で、主契約の取り扱いにより1回の入院とみなされるときは入院一時給付金のお支払いは1回です。

入院費用前払いサービス

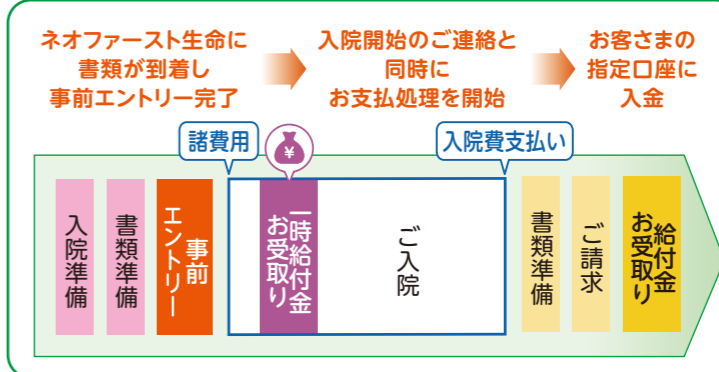
【サービスの対象】入院一時給付特約(引受基準緩和型)

所定の条件を満たした場合、入院直後に給付金をお受け取りいただけます(2020年1月現在のお取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります)。

- 入院治療予定であることを医療機関から告げられたら(入院診療計画書・病院に支払う入院保証金の領収書等入院予定の書類が発行されたら)入院前にお申し込みください。
- サービスの利用に必要な書類は下記Webサイトよりダウンロードできます。Webサイトアドレス <https://neofirst.co.jp>

【ご注意】ご契約後2年以内の病気を原因とする入院ではないことや、過去6か月以内に入院したことがないこと等、一定の条件がございますので、サービスの詳細についてはコンタクトセンターにお問い合わせください。

サービスの流れ

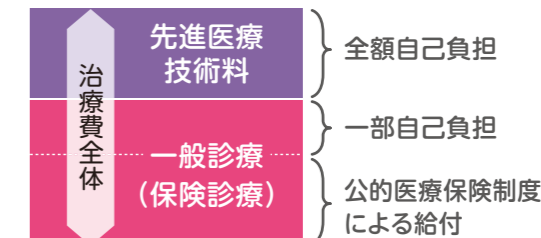


先進医療特約(引受基準緩和型)の支払対象となる「先進医療」について

支払対象となる先進医療は療養を受けた時点において、

- ① 厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
- ② 先進医療技術毎に定められた適応症(対象となる疾病・症状等)に対するものであること
- ③ 先進医療技術毎に定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであること

＜先進医療を受けた場合の医療費イメージ＞



の全てを満たすものに限ります。従って、医療行為・症状、医療機関等によって給付金をお支払いできないことがあります(先進医療の最新の内容についてはネオファースト生命のWebサイトをご覧ください)。なお、重粒子線および陽子線治療の場合、ネオファースト生命が医療機関に直接、先進医療給付金をお支払いし、お客さまの一時的な経済的負担を軽減するサービスを一定の取り扱い条件のもと実施しています。

告知項目について
特徴と保障内容
健康割引特則
特約・特則一覧
「医療費の自己負担額」
Q & A
保険料表
契約概要
注意喚起情報

特約・特則一覧

- 給付金等のお支払いの対象にならない場合があります。給付金のお支払い等の詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等所定の資料を必ずお読みください。
- 主契約・特約・特則の給付金額の設定、組み合わせには一定の基準があります。詳細は募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
- 特約のみのご契約は取り扱いません。特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。
- 特約を付加した場合および三大疾病支払日数限度無制限特則を適用した場合は別途保険料が加算されます。

女性疾病入院特約 (引受基準緩和型)

【女性疾病入院給付金】

がん(上皮内がんを含む)や女性特有・女性に多い特定の疾病による入院をしたとき、主契約の入院給付金に上乗せして日帰り入院から給付金をお受け取りいただけます。

支払事由	支払額	支払限度
対象となる疾病で入院をしたとき	女性疾病入院給付金日額×入院日数 給付金日額 3,000円~5,000円 取扱範囲 1,000円単位	1回の入院につき:60日・120日 (主契約の1回の入院支払限度) の型と同一 通算:1,095日

女性疾病入院給付金の支払対象となる疾病の例

女性特有の疾病

- 子宮筋腫
- 卵巣のう腫
- 卵巣機能障害
- 子宮内膜症
- 子宮脱
- 女性不妊症
- 月経不順
- 閉経周辺期障害
- 乳腺炎
- 等

妊娠・出産にかかわる症状

- 帝王切開
- 吸引分娩
- 子宮外妊娠
- 切迫早産
- 流産
- 妊娠糖尿病
- 多胎分娩
- 産科的感染症
- 重症妊娠悪阻
- 妊娠高血圧症候群
- 等

女性に多い疾病

- リウマチ
- 膀胱炎
- パセドウ病
- 橋本病
- 胆石症
- 膠原病
- 栄養性貧血
- シェーグレン症候群
- 甲状腺腫
- クッシング症候群
- 胆のう炎
- 尿路結石
- 糸球体腎炎
- ネフローゼ症候群
- 腎盂腎炎
- 腹圧性尿失禁
- 若年性関節炎
- アレルギー性紫斑病
- 等

がん(女性特有のがんに限りません)

- 乳がん
- 子宮体がん
- 子宮頸がん*1
- 卵巣がん
- 卵管がん
- 膣がん
- 胃がん
- 肺がん
- 大腸がん
- 甲状腺がん
- 悪性リンパ腫
- 白血病
- 喉頭がん
- 食道がん
- 骨肉腫
- すい臓がん
- 腎臓がん
- 肝臓がん
- 等

*1 子宮頸部の高度異形成、CIN3を含みます。

終身

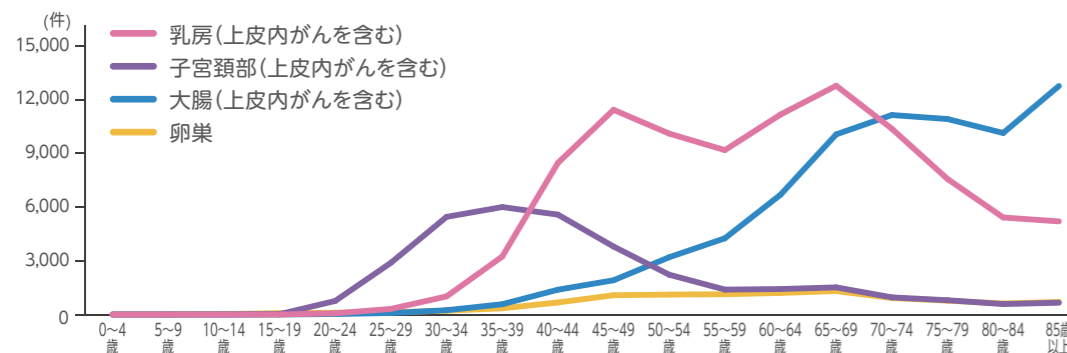
保険期間



子宮頸がんは20代から増加して30代でピークとなり、**乳がん**は30代から急増します。

ポイント! 女性疾病入院特約(引受基準緩和型)なら、がん(上皮内がんを含む)や女性特有の疾病、女性に多い特定の疾病等を幅広く保障します。

■主ながんの年齢別罹患数(新たにがんと診断された数)



出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」「地域がん登録全国推計による2015年がん罹患データ」を基にネオファースト生命にて作成

がん診断特約

(引受基準緩和型)
(2020)

【がん診断給付金】

がん(上皮内がんを含む)により

所定の事由に該当したとき、

1年に1回を限度に給付金をお受け取りいただけます。

保険期間

支払事由		支払額	支払限度
初回	2回目以降(直前の支払事由該当日から1年以上経過)		
がん(上皮内がんを含む)と医師により診断確定されたとき	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として入院を開始したとき	がん診断給付金額 給付金額 10万円~200万円 取扱範囲 10万円単位	1年に1回 通算回数無制限



告知の前(主契約の責任開始期の直前の5年間)、または告知の時から本特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、給付金をお受け取りいただけません。この場合、本特約は無効になります。



がん治療では、治療費に加えて、通院にかかる交通費等の出費がかさむこともあります。

ポイント!

がん診断特約(引受基準緩和型)(2020)なら、まとまった給付金をお受け取りいただくことで、様々な費用に備えられます。

■がん治療の費用例

手術や抗がん剤治療等を
5年間受けた場合

自己負担総額 **約63万円***1

進行がんで手術前に**化学療法**を受け、
手術、放射線治療等を
5年間受けた場合

自己負担総額 **約99万円***2

出典:がん治療費.com(株式会社エース・フォース)(2019年11月時点)

*1 1年目に手術および17日間の入院、定期検査(血液・エコー・画像等)、再発予防抗がん剤治療を受け、2年目以降に定期検査を受けた場合

*2 1年目に温存手術および7日間の入院、放射線治療、再発予防ホルモン療法を受け、2年目以降に再発予防ホルモン療法を受けた場合

※治療内容や金額は条件によって異なります。自己負担総額は、高額療養費制度を考慮していますが、年齢・所得等ケースにより異なることがあります。

終身

告知項目について

特徴と保障内容

健康割引特則

特約・特則一覧

領収証から見る
医療費の自己負担額

Q & A

保険料表

契約概要

注意喚起情報

12

11

特約・特則一覧

抗がん剤治療特約 (引受基準緩和型)

【抗がん剤治療給付金】

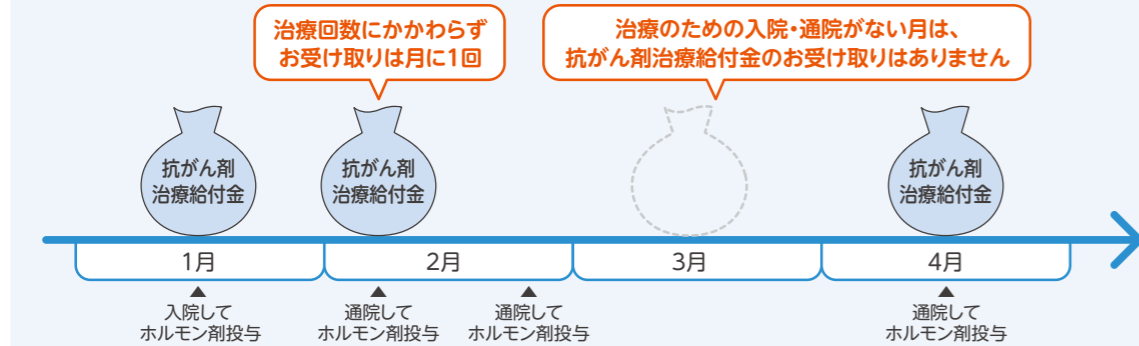
がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として
抗がん剤治療を受けたとき、
給付金をお受け取りいただけます。

- 世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン剤等)」「免疫賦活薬」等に該当し、**公的医療保険制度の対象**となる所定の医薬品による治療を保障します。
- 治療を受けられた**月毎に給付金**をお受け取りいただけます。

支払事由	支払額	支払限度
がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療のために、入院または通院をしたとき	抗がん剤治療給付金額 給付金額 5万円～30万円 取扱範囲 1万円単位	月に1回 通算回数無制限

! 告知の前(主契約の責任開始期の直前の5年間)、または告知の時から本特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、給付金をお受け取りいただけません。この場合、本特約は無効になります。

■給付イメージ(抗がん剤治療特約(引受基準緩和型))



- ホルモン剤(再発予防目的を含む)**も保障対象です。
- 経口薬(飲み薬)**も保障対象です。

保険期間

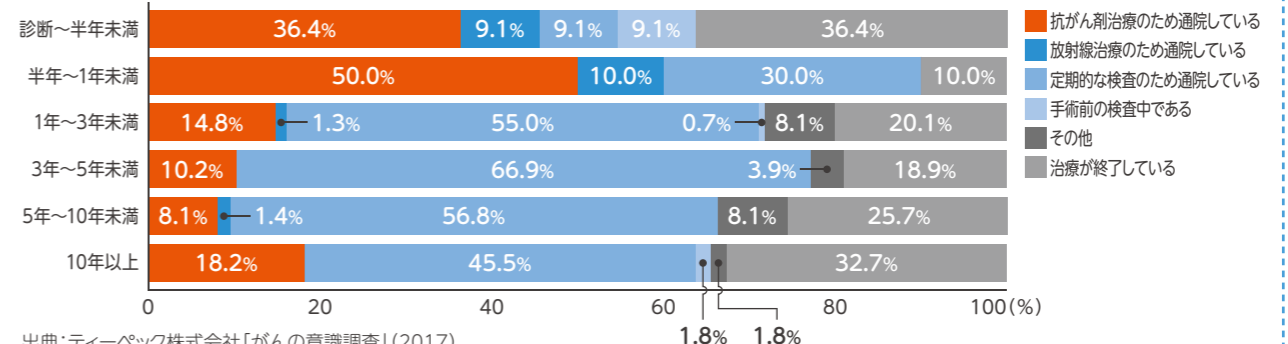
終身

- 給付金等のお支払いの対象にならない場合があります。給付金のお支払い等の詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等所定の資料を必ずお読みください。
- 主契約・特約・特則の給付金額の設定、組み合わせには一定の基準があります。詳細は募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
- 特約のみのご契約は取り扱いません。特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。
- 特約を付加した場合および三大疾病支払日数限度無制限特則を適用した場合は別途保険料が加算されます。



抗がん剤による通院治療は5年、10年等、**長期にわたる**こともあります。

■がんと診断されてからの期間と治療の状況

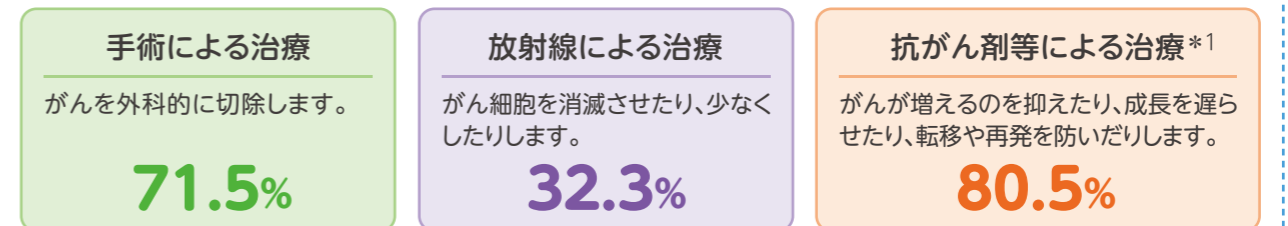


出典:ティーベック株式会社「がんの意識調査」(2017)
●対象:がん経験者(20歳～80歳)500人 ※がんの種類は指定なし



8割以上のがん患者の方が、**化学療法(抗がん剤治療等)**を受けています。

■がん患者の方が『今までに受けた治療の割合』(単独で実施する場合や、組み合わせて行う場合があります。)



*1 抗がん剤治療・ホルモン療法・分子標的治療等の化学療法による治療
出典:厚生労働省 平成22年度がん対策評価・分析事業「あなたの思いを聞かせてください!」がん対策に関するアンケート調査

抗がん剤治療の例

抗がん剤による治療は、期間が長くなる場合や複数種類の投与になる場合、費用が高額になることもあります。また、抗がん剤の種類は多岐にわたります。

	乳がんの場合	肺がんの場合
平均通院期間	約 24.3か月	約 12.7か月
1か月の平均通院回数	約 0.7回	約 1回
1回の平均費用*2	約 6万円	約 14.8万円
主な使用医薬品	タモキシフェンクエン酸塩	ペメトレキセドナトリウム水和物

*2 1回の平均費用は自己負担だけでなく医療費の総額です。実際にかかる費用は公的医療保険制度の自己負担割合等によって異なります。

医薬品の分類	主な医薬品の名称	治療対象のがん(例)
抗悪性腫瘍薬	ニボルマブ	悪性黒色腫、肺がん
内分泌療法(ホルモン剤等)	タモキシフェンクエン酸塩	乳がん
免疫賦活薬	フィルグラスチム(遺伝子組換え)	悪性リンパ腫、急性白血病

※上記のデータは(株)JMDCのレセプトデータを元にネオファースト生命にて算出したものです。
※上記事例はあくまで目安です。同一の疾病でも個人により症例・治療内容が異なる等の理由から実際に医療機関でかかる費用とは異なります。
※給付金支払対象とならない医薬品があります。詳細についてはP.33「抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)」について」をご確認ください。

告知項目について

特徴と保障内容

健康割引特則

特約・特則一覧

「医療費の自己負担額」
領収証から見る

Q & A

保険料表

契約概要

注意喚起情報

特約・特則一覧

- 給付金等のお支払いの対象にならない場合があります。給付金のお支払い等の詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等所定の資料を必ずお読みください。
- 主契約・特約・特則の給付金額の設定、組み合わせには一定の基準があります。詳細は募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
- 特約のみのご契約は取り扱いしません。特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。
- 特約を付加した場合および三大疾病支払日数限度無制限特則を適用した場合は別途保険料が加算されます。

特定疾病一時給付特約 (引受基準緩和型)

- 【がん一時給付金】
- 【急性心筋梗塞一時給付金】
- 【脳卒中一時給付金】

がん(上皮内がんを含む)、急性心筋梗塞、脳卒中

により所定の事由に該当したとき、それぞれ**1年に1回**を限度に何度でも給付金をお受け取りいただけます。

保険期間

所定の事由

給付金名	疾病	支払事由		支払額	支払限度
		初回	2回目以降(直前の支払事由該当日から1年以上経過)		
がん一時給付金	上皮内がん がん	がん(上皮内がんを含む)と医師により診断確定されたとき	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として入院を開始したとき	特定疾病一時給付金額	給付金毎にそれぞれ1年に1回通算回数無制限
急性心筋梗塞一時給付金	急性心筋梗塞	継続20日以上入院をしたとき、または公的医療保険制度対象の手術*1を受けたとき		給付金額 取扱範囲 10万円単位	
脳卒中一時給付金	脳卒中				

*1 保障対象となる疾病の治療のための手術であれば、開頭・開胸・開腹等の術式を問いません。

告知の前(主契約の責任開始期の直前の5年間)、または主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、がん一時給付金をお受け取りいただけません。

終身

特定疾病保険料払込免除特約 (引受基準緩和型) (2020)

特定疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)

により所定の事由に該当したとき以後の保険料のお払込みは不要になります。

保険期間

所定の事由 (上皮内がん は保険料払込免除の対象外です。)

疾病	保険料払込の免除事由
上皮内がん がん	初めて(責任開始期の直前の5年間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物)と医師により診断確定されたとき ただし以下に該当する場合等、 払込免除対象とならない場合があります。 ①上皮内がん(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含む)等 ②責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されたとき
急性心筋梗塞	継続20日以上入院をしたとき、または公的医療保険制度対象の手術*2を受けたとき
脳卒中	

*2 保障対象となる疾病の治療のための手術であれば、開頭・開胸・開腹等の術式を問いません。

終身

ご留意事項

保障される疾病について

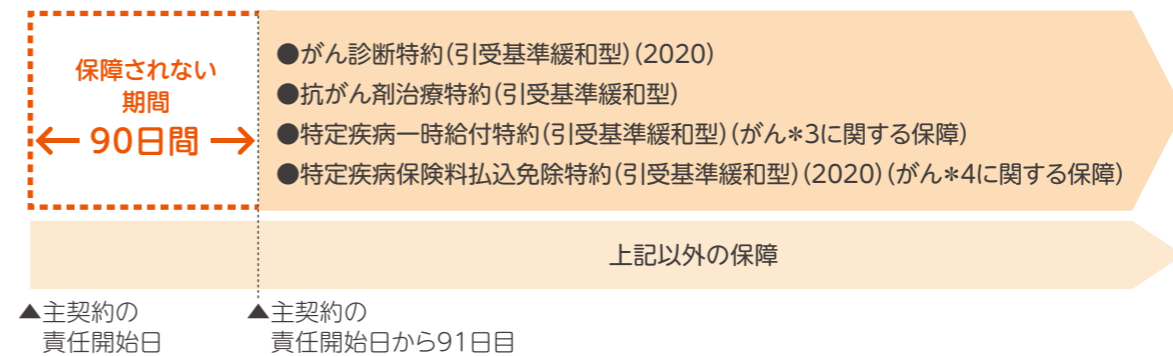
次表の特約・特約は、**支払対象となる疾病、または保険料払込の免除対象となる疾病が異なります。**

特約・特約	がん	上皮内がん等	心疾患		脳血管疾患	
			急性心筋梗塞		脳卒中	
三大疾病支払日数限度無制限特則	○	○	○	○	○	○
がん診断特約(引受基準緩和型)(2020)	○	○				
抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)	○	○				
特定疾病一時給付特約(引受基準緩和型)	○	○		○		○
特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020)	○			○		○

保障の開始について

以下の特約は、主契約の責任開始日以後、保障されない期間があります。

- がん診断特約(引受基準緩和型)(2020)、抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)、特定疾病一時給付特約(引受基準緩和型)、特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020)には、主契約の責任開始日以後、**保障されない期間**があります。
- 上記の保障されない期間中にがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、がん診断特約(引受基準緩和型)(2020)、抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)は**無効**になります。



- *3 上皮内がんを含みます。
- *4 上皮内がんを除きます。

特約・特則一覧

- 給付金等のお支払いの対象にならない場合があります。給付金のお支払い等の詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等所定の資料を必ずお読みください。
- 主契約・特約・特則の給付金額の設定、組み合わせには一定の基準があります。詳細は募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
- 特約のみのご契約は取り扱いません。特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。
- 特約を付加した場合および三大疾病支払日数限度無制限特則を適用した場合は別途保険料が加算されます。

通院特約 (引受基準緩和型)

主契約の給付金が支払われる入院の
退院後に通院をしたとき、
給付金をお受け取りいただけます。

保険
期間

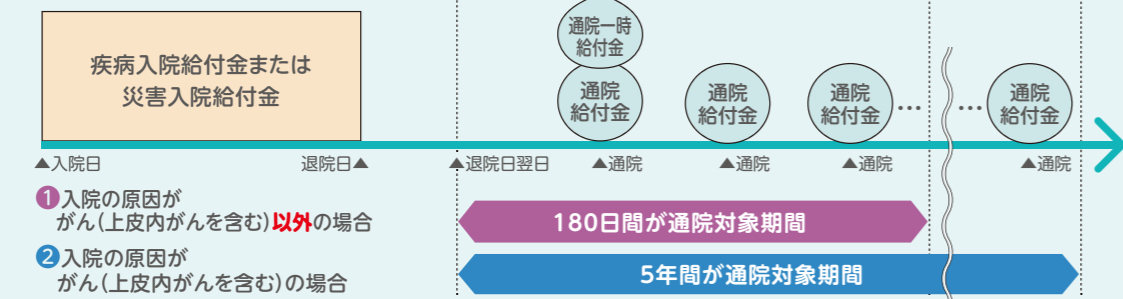
【通院給付金】
【通院一時給付金】

- がん(上皮内がんを含む)が原因で、主契約の給付金が支払われる入院をしたとき、退院後5年間、支払日数を無制限に保障します。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
通院給付金	① がん(上皮内がんを含む)以外が原因 主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後180日以内に通院をしたとき	通院給付金日額×通院日数 給付金日額 2,000円~10,000円 取扱範囲 1,000円単位	1回の通院対象期間中:30日 通算:1,095日
	② がん(上皮内がんを含む)が原因 主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後5年以内に通院をしたとき		通算日数無制限
通院一時給付金	通院給付金の支払われる通院をしたとき	通院一時給付金額 給付金額 0円(なし)~20,000円 取扱範囲 1,000円単位	1回の通院対象期間中に1回

※通院一時給付金のない取り扱いもお選びいただけます。通院一時給付金のみでの扱いはありません。

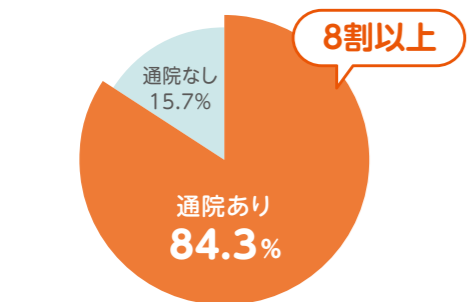
給付イメージ



終身

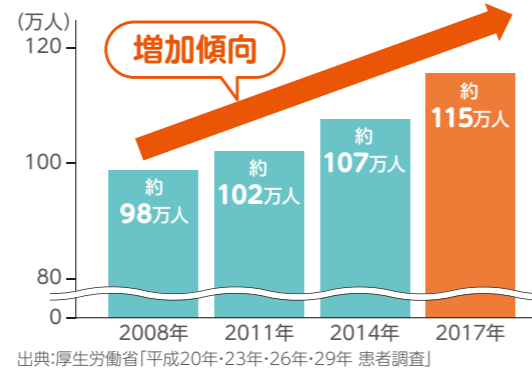
退院した患者のうち、**8割以上が退院後に通院**しています。

退院後に通院する割合



退院後に通院する患者数は**増加傾向**にあります。

退院後に通院した患者数の推移



治療保障特約 (引受基準緩和型)

【入院治療給付金】
【外来手術治療給付金】

- 公的医療保険制度の対象となる入院をしたとき、**日帰り入院から**給付金をお受け取りいただけます。
- 外来で公的医療保険制度の対象となる**手術・放射線治療**等を受けたとき、給付金をお受け取りいただけます。

保険
期間

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
入院治療給付金	公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたとき	入院中の療養にかかる Ⅲ型:3円 Ⅱ型:2円 Ⅰ型:1円 診療報酬点数 ×	入院治療給付金および外来手術治療給付金を合算して、1ヵ月間 10万円型の場合:10万円 20万円型の場合:20万円 30万円型の場合:30万円 通算:360万円
外来手術治療給付金	外来で公的医療保険制度対象の手術・放射線治療等を受けたとき	外来の療養にかかる Ⅲ型:3円 Ⅱ型:2円 Ⅰ型:1円 診療報酬点数 ×	

※治療保障特約(引受基準緩和型)の保険期間は10年更新となります。詳細については下記「特約の自動更新」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

治療保障特約(引受基準緩和型)「型の選び方」

公的医療保険制度における医療費の①「自己負担割合」と②「自己負担限度額」を参考に「特約の型」と「支払限度の型」をお選びください。

① 公的医療保険制度の医療費の自己負担割合

年齢および所得による区分	自己負担割合	
	小学校入学後~69歳以下	3割
70歳以上74歳以下	現役並み所得者*1 3割	一般の方 2割または1割*2
75歳以上	現役並み所得者*1 3割	一般の方 1割

■おすすめの「特約の型」

自己負担割合	特約の型
3割	Ⅲ型
2割	Ⅱ型
1割	Ⅰ型

② 高額療養費制度の医療費の自己負担限度額(69歳以下の方)*3

所得区分	1か月の自己負担限度額	
	外来・入院(世帯単位)*4	多数回該当*5の場合
年収 約1,160万円~	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収 約770万円~ 約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収 約370万円~ 約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
年収 ~約370万円	57,600円	44,400円
住民税非課税の方	35,400円	24,600円

■おすすめの「支払限度の型」

支払限度の型
30万円型
20万円型
10万円型

- *1 単身世帯で年収が383万円以上、二人世帯で年収が520万円以上が目安です。
 - *2 2014年4月2日以降に満70歳の誕生日を迎えた方は2割負担です。
 - *3 厚生労働省保険局作成「高額療養費制度を利用される皆さまへ」を基に作成しています。
 - *4 世帯単位とは、同じ健康保険制度に加入している家族間のことをいいます。
 - *5 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- ※公的医療保険制度・高額療養費制度については、P.20をご確認ください。

2019年11月現在

特約の
自動更新

先進医療特約(引受基準緩和型)、治療保障特約(引受基準緩和型)を付加した場合は、特約の保険期間が満了したときに、健康状態に関わらず、告知や診査なしで、次のとおり終身にわたり自動的に更新されます。

- ご契約者から特約の保険期間満了日の2ヵ月前までに、継続しない旨のお申し出がない限り、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- 更新後の保険期間は更新前の保険期間(10年)と同一となります。更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって計算します。従って、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。
- 更新後は、更新時の特約条項が適用されますが、給付金のお支払いおよび責任開始期については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

領収証から見る「医療費の自己負担額」

●腎不全で16日間入院した場合の医療費の自己負担額の例*1

●40歳 ●男性 ●会社員 ●健康保険組合被保険者 ●年収 約500万円 ●入院期間はひと月の間の16日間
 ※この領収証見本は一例です。書式や記載内容が実際と異なることがあります。

領収証(見本)

患者番号 000	氏名 〇〇 〇〇 様	請求期間(入院の場合) 2019年11月1日~2019年11月16日					
受診科 外科	入・外 入院	領収証No. 123456	発行日 2019年11月16日	費用区分 社保	負担割合 30%	本・家 本人	区分

保険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	640点	4,252点	2,190点	点	867点	324点	1,416点
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療
	1,017点	335点	点	31,949点	14,192点	1,525点	点
病理診断	包括診察料						
	点	点					

保険外負担	先進医療	差額室料	その他	保険	保険(食事)	保険外負担	
	(内訳)	(内訳)	(内訳)	合計	587,070円	22,080円	96,000円
				負担額	176,120円	22,080円	96,000円
			領収証合計			294,200円	

集中治療室にて治療した場合は、「特定集中治療室管理料」が含まれます。

A 診療報酬点数の合計 58,707点

B 医療費 587,070円

C 高額療養費制度適用前の医療費の自己負担額 176,120円

D 保険外負担費用 22,080円 + 96,000円 = 118,080円

高額療養費制度適用前の請求額(C+D) 294,200円

医療費の自己負担額

B 医療費 587,070円

A 58,707点(診療報酬点数の合計)×10円=587,070円
 ※「診療報酬点数」を合計し、1点あたり単価10円を乗じて医療費の総額を算出します。

C 高額療養費制度適用前の医療費の自己負担額 176,120円

B 587,070円(医療費)×30%(自己負担割合)=176,120円(10円未満は四捨五入)

80,100円+(B 587,070円-267,000円)×1%=83,301円(小数第1位を四捨五入)
 高額療養費制度により、自己負担限度額が83,301円になるため、92,819円(176,120円-83,301円)が支給されます(円未満の端数は四捨五入)。

高額療養費制度適用後(年収 約370万円~約770万円の方の場合) 83,301円

④入院中食事代 <保険外負担費用> **22,080円**

⑤差額ベッド代 <保険外負担費用> **96,000円**

<入院時の自己負担総額> 201,381円

上記に加えて、**退院後の通院費 家族の交通費 入院諸雑費** 等、さらに費用がかかる場合があります。

公的医療保険制度

※公的医療保険制度に関する記載は2019年11月現在の制度に基づき、制度の一部を抜粋しております。今後、制度の変更により取扱いが変更となる場合があります。

1 医療費自己負担割合

公的医療保険制度は病気やケガの治療により医療機関にかかったり、入院や手術をするときに医療費の一部を保障してくれる制度です。年齢・所得によって医療機関等での**自己負担割合は1割~3割**になります*2。

年齢および所得による区分	自己負担割合		
小学校入学後~69歳以下	3割		
70歳以上74歳以下	現役並み所得者*3	3割	一般の方 2割または1割*4
75歳以上	現役並み所得者*3	3割	一般の方 1割

2 高額療養費制度

高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った医療費(保険診療分)の自己負担額が限度額を超えたときに、超えた金額が支給される制度です。

直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合(多数回該当*5の場合)には、4回目以降自己負担限度額が軽減されます。年齢・所得によって自己負担限度額は異なります。

医療費の自己負担限度額(1か月あたり)

所得区分	1か月の自己負担限度額		
	外来・入院(世帯単位)*6	多数回該当*5の場合	
年収 約1,160万円~ 約1,700万円	健保:標準報酬月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収 約770万円~ 約1,160万円	健保:標準報酬月額53万円~79万円 国保:年間所得600万円超~901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収 約370万円~ 約770万円	健保:標準報酬月額28万円~50万円 国保:年間所得210万円超~600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
年収 ~約370万円	健保:標準報酬月額26万円以下 国保:年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税の方		35,400円	24,600円

医療費の自己負担限度額(1か月あたり)

所得区分	1か月の自己負担限度額			
	外来・入院(世帯単位)*6	外来(個人毎)	多数回該当*5の場合	
現役並み所得者	年収 約1,160万円~ 約1,700万円	標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	年収 約770万円~ 約1,160万円	標準報酬月額53万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	年収 約370万円~ 約770万円	標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	年収 156万円~ 約370万円	標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満等	57,600円	44,400円
低所得者	住民税非課税の方	Ⅱ(Ⅰ以外の方)	24,600円	8,000円 ※多数回該当の適用はありません。
		Ⅰ(年金収入のみで年金受給額80万円以下等)	15,000円	

*1 左記事例は2019年11月現在の公的医療保険制度により試算しています。同一の疾病でも個人により症状・治療内容が異なる等の理由から実際に医療機関でかかる費用とは異なります。公的医療保険制度の自己負担割合が3割、自己負担限度額が月額「80,100円+(医療費-267,000円)×1%」の場合の事例です。自己負担割合、自己負担限度額は年齢や所得等によって異なります。左記事例はあくまでも目安です。また、制度改定等により今後取扱いが変更となる場合があります。

●左記事例の医療費は以下に基づき算出しています。
 厚生労働省「平成29年 社会医療診療行為別統計」より傷病毎の診療報酬点数を基に算出しています。入院期間については、厚生労働省「平成29年 患者調査」を基に算出しています。
 ①「初・再診」「手術」「麻酔」は、各診療行為における実施件数1件あたりの点数を算出しています(算出方法:点数/実施件数)。
 ②「検査」「画像診断」「医学管理等」「投薬」「注射」「処置」「リハビリテーション」「入院料等」は1日あたりの点数(点数/診療実日数)×入院期間(厚生労働省「平成29年 患者調査」より)にて算出しています。
 ①②の合計の診療報酬点数より医療費を算出し、自己負担割合を乗じた額を自己負担額としています。
 診療報酬点数の算出における計算過程では、小数点以下の値についてはすべて切り上げています。

●健康保険適用外でかかる入院費用については以下のとおりになります。
 ①入院時食事代:入院時食事療養費にかかる標準負担額(2019年度時点) 1,380円(1食460円を1日3食)を16日分
 ②差額ベッド代:日額6,000円と仮定し16日分
 としています。

*2 保険診療のみ対象です。市区町村によって補助が異なります。自由診療・先進医療等、公的医療保険制度の対象外の治療の場合は全額自己負担になります。
 *3 単身世帯で年収が383万円以上、二世帯で年収が520万円以上が目安です。
 *4 2014年4月2日以降に満70歳の誕生日を迎えた方は2割負担です。
 *5 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降「多数回」該当となり、上限額が下がります。
 *6 世帯単位とは、同じ健康保険制度に加入している家族間のことをいいます。

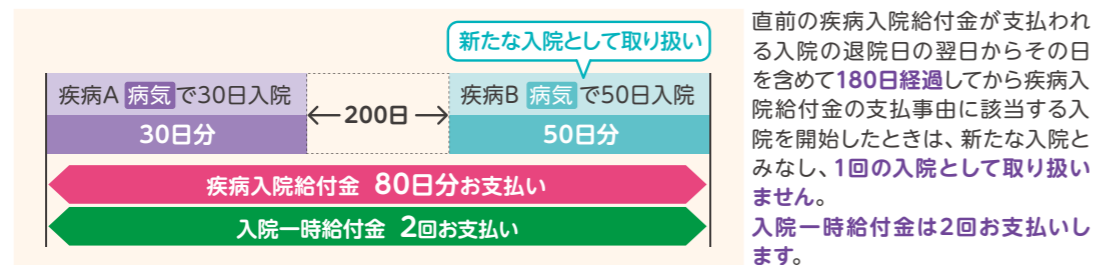
告知項目について
 特徴と保障内容
 健康割引特則
 特約・特則一覧
 領収証から見る「医療費の自己負担額」
 Q & A
 保険料表
 契約概要
 注意喚起情報

Q1 複数回入院した場合の入院給付金・入院一時給付金の取り扱いについて教えてください。

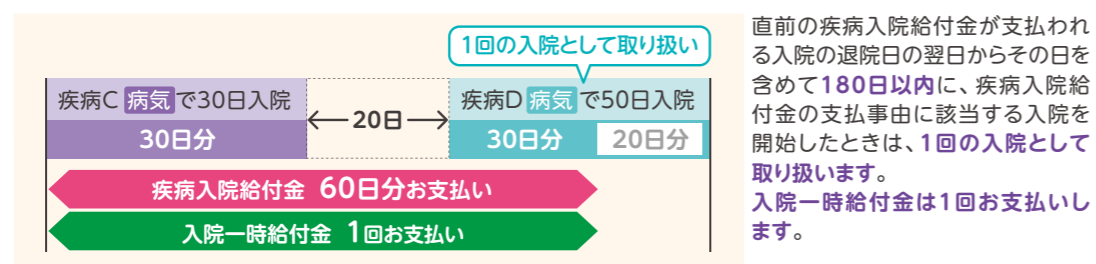
A1 退院日の翌日から、その日を含めて180日以内の入院については1回の入院とみなします。

- 1回の入院支払限度：60日型の給付事例

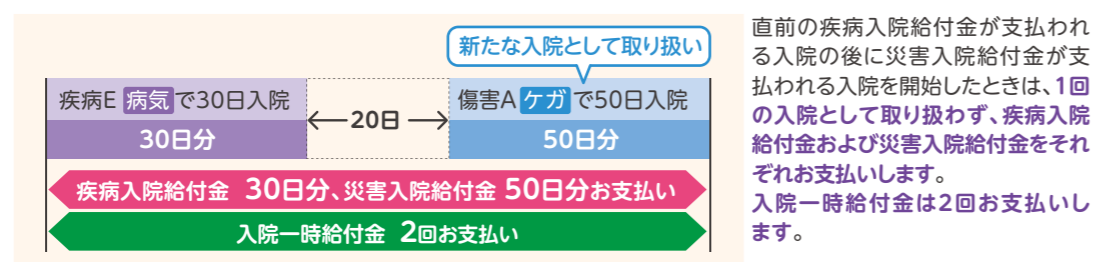
事例① 病気(疾病A)で入院後、退院日の翌日から起算して200日後に病気(疾病B)で入院した場合



事例② 病気(疾病C)で入院後、退院日の翌日から起算して180日以内に病気(疾病D)で入院した場合



事例③ 病気(疾病E)で入院後、退院日の翌日から起算して180日以内にケガ(傷害A)で入院した場合



※三大疾病支払日数限度無制限特則を適用した場合で、その特則の対象となる疾病で入院された場合は取り扱いが上記とは異なります。

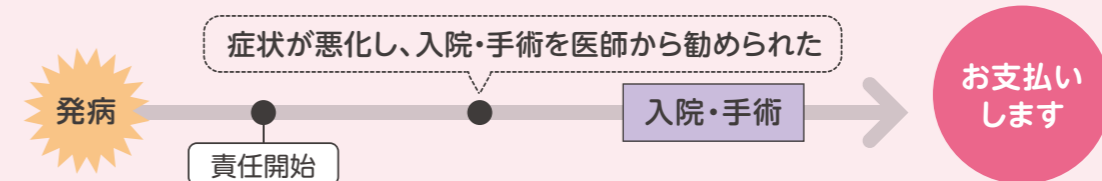
☑詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q2 責任開始期前に医師により勧められていた入院等をした場合、給付金を受け取れますか？

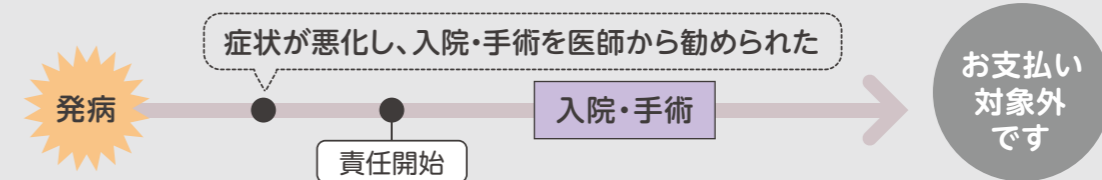
A2

- 責任開始期前に発病した疾病でも責任開始期以後に悪化した場合は保障の対象となります。
- 責任開始期前に医師により勧められていた入院・手術等については保障の対象にはなりません。

○ 保障対象になるケース



✕ 保障対象にならないケース



⚠️ がん診断特約(引受基準緩和型)(2020)、抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)、特定疾病一時給付特約(引受基準緩和型)、特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020)については、上記の取り扱いはありません。



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社
ネオファースト生命保険株式会社
 〒141-0032
 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー
Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社
 コンタクトセンター
0120-312-201

受付時間 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除く)
 ※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

1 商品の仕組み

「ネオいりょう(引受緩和型)」の正式名称は「無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)」です。

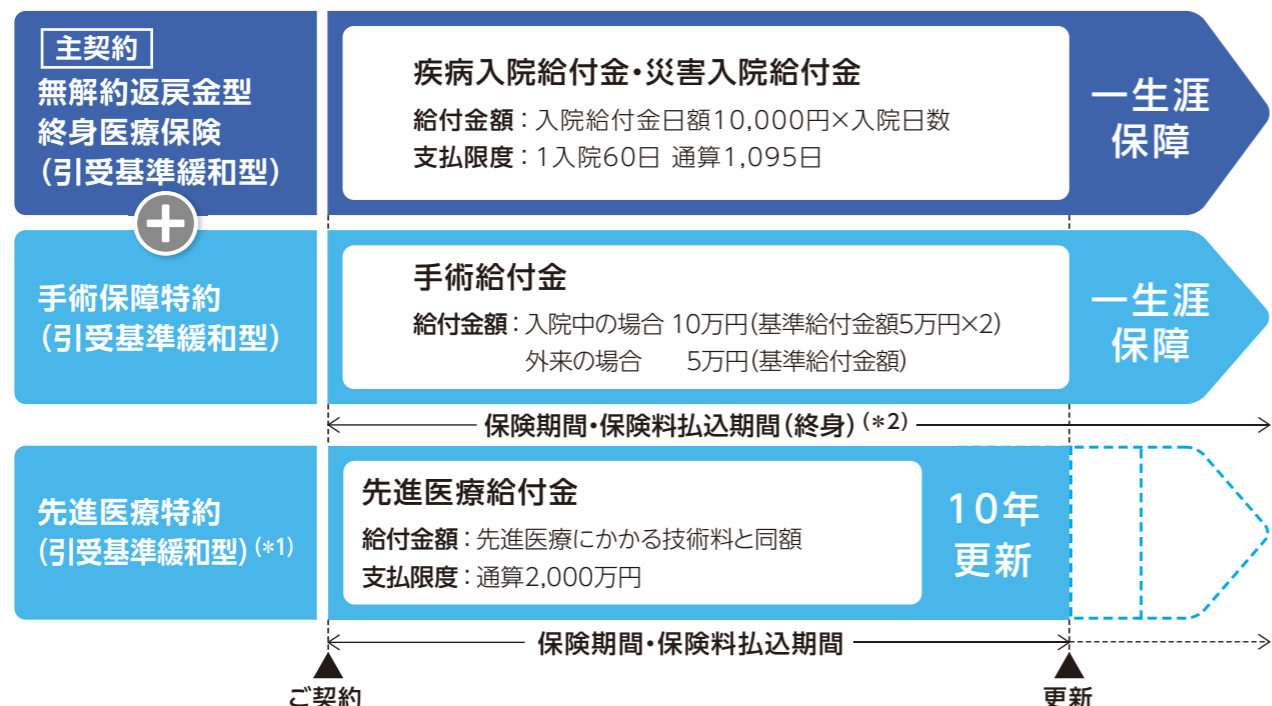
ポイント

- 引受基準緩和型ではない保険契約と比べ、簡単な告知でお申し込みいただけます。
- 病気やケガにより入院されたとき(日帰り入院を含みます)の保障を一生にわたって確保することができます。
- 各種特約の付加や特約の適用により、保障内容を充実させることができます。
- ご契約日から5年間、主契約の給付金のお支払いがない等の場合には、健康割引特約の適用により以後の保険料について割引を受けられます。

❗死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、保険料払込期間中の解約返戻金もありません。

【ご契約例】

主契約の入院給付金日額：10,000円(60日型)
 付加する特約：手術保障特約(引受基準緩和型)、先進医療特約(引受基準緩和型)
 保険期間・保険料払込期間：終身(先進医療特約(引受基準緩和型)は10年更新)
 保険料払込方法：月払 保険料払込経路：口座振替



【更新後の保険料について】

- 更新後の保険料は、更新日時時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。
- (※1) 先進医療特約(引受基準緩和型)は被保険者の健康状態に関わらず、保険期間は10年とし、10年ごとに自動的に更新されます。更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- (※2) 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお支払いが満了する「有期払」もご選択いただけます。「有期払」をご選択された場合、一般的に、保険料払込期間の長いご契約にくらべ短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、契約年齢や保障内容等によっては、同一の保障内容であっても、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

※お申し込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法(回数・経路)等については申込書(電磁的方法による場合は申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。



本商品は、引受基準緩和型ではないネオファースト生命の医療保険に比べて保険料が割り増しされています。

- 本商品は、引受基準を緩和することにより、健康状態に不安をかかえている方もご加入しやすいように設計された商品です。このためネオファースト生命の無解約返戻金型終身医療保険(特約を含みます)に比べて保険料が割り増しされています。
- 持病・既往症の種類や健康状態によってはご契約をお引き受けできない場合があります。なお、入院中の方はご契約をお引き受けできません。
- 健康状態について詳細な告知をいただくことで、この保険より安い保険料でネオファースト生命の無解約返戻金型終身医療保険(特約を含みます)にご加入いただける場合があります(ご加入に際し、ご契約に一定の条件を付けさせていただきます場合があります)。



健康割引特約について

- 健康割引特約の適用による割引後の保険料はご契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。
- 健康割引特約の適用後に、ご契約日から5年以内の入院について給付金のご請求があり、この特約の適用条件に該当しないこととなった場合には、この特約の適用はなかったものとして、割引のない保険料に改めます。

2 給付金のお支払い

主契約・特約・特約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合等に給付金をお支払いします。なお、本商品には死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後の保険期間中に被保険者が死亡された場合、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の返戻金があります。

主契約・特約・特約の概要・給付金額

本商品で支払われる給付金等は以下のとおりです。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、特約・特約については、ご契約に付加または適用する場合のみお支払い等の対象となります。

主契約 特約・特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度		給付金額
			60日型	120日型	
無解約返戻金型 終身医療保険 (引受基準緩和型) (※1)	疾病入院給付金	三大疾病支払日数限度無制限特約を適用しない場合	1入院 60日 通算 1,095日	1入院 120日 通算 1,095日	入院給付金日額 × 入院日数
		三大疾病支払日数限度無制限特約を適用する場合	1入院 60日 通算 1,095日	1入院 120日 通算 1,095日	
主契約	災害入院給付金	三大疾病(※2)の治療を目的として、1日以上入院をしたとき	1入院、通算ともに支払日数無制限		入院給付金日額 × 入院日数
		不慮の事故による傷害の治療を目的として事故の日も含めて180日以内に、治療のために1日以上入院をしたとき	1入院 60日 通算 1,095日	1入院 120日 通算 1,095日	
手術保障特約 (引受基準緩和型)	手術給付金	●病気または傷害の治療を目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料もしくは放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為、または輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植を受けたとき ●所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けたとき(責任開始日からその日を含めて1年を経過した日より保障開始)	通算支払回数無制限		【入院中】 基準給付金額 ×2 【外来】 基準給付金額

特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度		給付金額	
			60日型	120日型		
(引受基準緩和型) 入院一時給付特約	入院一時給付金	疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	通算50回		入院1回につき 入院一時給付金額	
(引受基準緩和型) 女性疾病入院給付特約	女性疾病入院給付金	所定の女性特有の病気等の治療を目的として1日以上入院をしたとき	1入院 60日 通算 1,095日	1入院 120日 通算 1,095日	女性疾病 入院給付金日額 × 入院日数	
※女性疾病入院給付金の対象となる病気の代表例:がん(上皮内がんを含みます)、甲状腺の疾患、分娩および産じよくの合併症						
(引受基準緩和型) 通院特約	通院給付金	がん(上皮内がんを含みます)以外が原因の場合	主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後180日以内に入院の直接の原因となった病気または傷害の治療を目的として通院をしたとき		1回の通院対象期間中 30日 通算 1,095日	通院給付金日額 × 通院日数
		がん(上皮内がんを含みます)が原因の場合	主契約の給付金が支払われる入院をし、その退院後5年以内に入院の直接の原因となったがん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として通院をしたとき		通算支払日数無制限	通院給付金日額 × 通院日数
	通院一時給付金	通院給付金が支払われる通院をしたとき		1回の通院対象期間中に1回	通院一時給付金額	
(引受基準緩和型) 特定疾病一時給付特約	がん一時給付金	〈初回〉 責任開始日からその日を含めて90日経過後、初めて(責任開始期の直前の5年間を通じて初めて)がん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定されたとき(*1) 〈2回目以降〉 直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として入院を開始したとき	1年に1回 通算支払回数無制限		特定疾病一時 給付金額	
	急性心筋梗塞一時給付金	〈初回〉 責任開始期以後、次のいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき 〈2回目以降〉 直前の急性心筋梗塞一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、上記①または②の事由に該当したとき	1年に1回 通算支払回数無制限		特定疾病一時 給付金額	
	脳卒中一時給付金	〈初回〉 責任開始期以後、次のいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき 〈2回目以降〉 直前の脳卒中一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、上記①または②の事由に該当したとき	1年に1回 通算支払回数無制限		特定疾病一時 給付金額	

特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
(引受基準緩和型) がん診断特約 (2020)	がん診断給付金	〈初回〉 責任開始日からその日を含めて90日経過後、初めて(主契約の責任開始期の直前の5年間を通じて初めて)がん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定されたとき(*1) 〈2回目以降〉 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として入院を開始したとき	1年に1回 通算支払回数無制限	がん診断給付金額
(引受基準緩和型) 抗がん剤治療特約	抗がん剤治療給付金	本特約の責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*1)(*2)の治療を目的として、公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をしたとき	月に1回 通算支払回数無制限	抗がん剤治療 給付金額
(引受基準緩和型) 先進医療特約	先進医療給付金	病気または傷害を直接の原因として所定の先進医療による療養を受けたとき	通算2,000万円	先進医療にかかる 技術料と同額
(引受基準緩和型) 治療保障特約	入院治療給付金	病気または傷害の治療を目的として公的医療保険制度における保険給付の対象となる1日以上入院をしたとき	入院治療給付金および外来手術治療給付金を合算して、 ●1ヵ月間: 10万円型の場合 10万円 20万円型の場合 20万円 30万円型の場合 30万円 ●通算360万円	診療報酬点数 × I型の場合 1円 II型の場合 2円 III型の場合 3円
	外来手術治療給付金	病気または傷害の治療を目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料もしくは放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為、または輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植を受けたとき		
(引受基準緩和型) 特定疾病保険料 払込免除特約 (2020)	所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中のいずれかで所定の事由に該当した場合、以後の主契約および特約の保険料のお払い込みを免除します。 ※詳しくは、下表をご確認ください。			
健康割引特約	契約日からその日を含めて5年後の契約応当日(以下「5年後の契約応当日」とします)において所定の要件に該当する場合、以後の主契約および主契約に付加されている特約の保険料について割引引きされます。 ※詳しくは、P.36をご確認ください。			

(*1)主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された場合は、給付金をお支払いしません。
(*2)主契約の責任開始期の直前の5年間にがんと診断確定されたことのない場合に限りです。

「特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020)」の保険料払込の免除事由について

特定疾病	保険料払込の免除事由
がん	責任開始日からその日を含めて90日経過後、初めて(責任開始期の直前の5年間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物)(*3)と医師により診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後、次のいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後、次のいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき

(*3)上皮内がん等を除きます。

保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合等の概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(給付金のお支払いなどについて)をご確認ください。

◆「主契約」について

△ お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始期前に既に発病していた疾病により入院をした場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したこと等により入院の必要が生じたときは、給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師からその入院を勧められていたとき等は、給付金をお支払いしません。 ●疾病入院給付金については、疾病により、1日以上入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かに関わらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については新たな入院とします。 ●災害入院給付金については、不慮の事故により、1日以上入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の不慮の事故によるものであるか否かに関わらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については新たな入院とします。
✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故の場合や、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査で入院した場合等はお支払いの対象になりません。

⚠ 被保険者が死亡された場合

被保険者が死亡された場合、主契約、特約ともに保障は消滅します。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の返戻金^(※1)を死亡時支払金受取人(死亡時支払金受取人が指定されていない場合は保険契約者)にお支払いします。詳しくは「ご契約のしおり・約款」(ご契約後について)をご確認ください。なお、特約・特則から返戻金のお支払いはありません。

(※1) 保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合は、未払込保険料を返戻金から差し引いてお支払いします。なお、返戻金が未払込保険料に不足するときは返戻金をお支払いしません。

◆「手術保障特約(引受基準緩和型)」について

△ お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始期前に既に発病していた疾病により手術を受けた場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したこと等により手術の必要が生じたときは、給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師からその手術を勧められていたとき等は、給付金をお支払いしません。 ●同一の日に複数回手術を受けた場合は、手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。 ●「医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている診療行為^(※2)」を受けられた場合、初日に受けられた診療行為のみが手術に該当し、お支払いの対象となります。 ●「医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けられた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術^(※2)」を複数回受けられた場合、手術を受けられた日から14日間については、手術給付金の金額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。 ●放射線治療を複数回受けた場合の手術給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。 <p><small>(※2) 手術を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。</small></p>
✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の手術はお支払いの対象になりません。 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)／切開術(皮膚、鼓膜)／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／抜歯手術／涙点プラグ挿入術／鼻腔粘膜焼灼術、下甲粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術／異物除去(外耳、鼻腔内) ●骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術について、その提供者と受容者が同一となる場合(自家移植)や臍帯血幹細胞の採取は、手術給付金のお支払いの対象になりません。

◆「入院一時給付特約(引受基準緩和型)」について

△ お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始期前に既に発病していた疾病により入院をした場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したこと等により入院の必要が生じたときは、給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師からその入院を勧められていたとき等は、給付金をお支払いしません。 ●入院を2回以上した場合は、疾病入院給付金または災害入院給付金の規定により1回の入院とみなされる場合は入院一時給付金のお支払いは1回です。
-----------------	---

◆「女性疾病入院特約(引受基準緩和型)」について

△ お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始期前に既に発病していた疾病により入院をした場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したこと等により入院の必要が生じたときは、給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師からその入院を勧められていたとき等は、給付金をお支払いしません。 ●主契約に三大疾病支払日数限度無制限特則が適用され、適用された特則の対象となる疾病により入院した場合でも、女性疾病入院給付金の支払限度は、支払限度の型に応じて60日または120日となります。
-----------------	---

◆「通院特約(引受基準緩和型)」について

△ お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始期前にすでに発病していた疾病により入院をした場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したこと等により、入院の必要が生じたときは給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師からその入院を勧められていたとき等は、給付金をお支払いしません。 ●入院を2回以上した場合はそれらの入院が1回の入院とみなされるときや、入院開始時または入院中に異なる疾病または傷害の併発がある場合でそれぞれの事由について入院の必要があるときについても、通院一時給付金のお支払いは1回限りとします。
✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●次の場合は通院給付金を重複してお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ・お支払いの対象となる通院を同じ日に2回以上したとき ・複数の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき ・重複する通院対象期間中に通院をしたとき

◆「特定疾病一時給付特約(引受基準緩和型)」について

△ お支払いには制限があります	<p><がん一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●2回目以降のがん一時給付金は、直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を目的とした入院を開始した場合にお支払いします。 ●直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続してがん一時給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、その1年を経過した日の翌日を入院開始日とみなして、がん一時給付金をお支払いします。 <p><急性心筋梗塞一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●2回目以降の急性心筋梗塞一時給付金は、直前の急性心筋梗塞一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に支払事由に該当した場合にお支払いします。 ●直前の急性心筋梗塞一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続して急性心筋梗塞一時給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、急性心筋梗塞一時給付金をお支払いします。 <p><脳卒中一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●2回目以降の脳卒中一時給付金は、直前の脳卒中一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に支払事由に該当した場合にお支払いします。 ●直前の脳卒中一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続して脳卒中一時給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、脳卒中一時給付金をお支払いします。
✕ お支払いできない場合があります	<p><がん一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●責任開始期の直前5年間に既にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていたときは、責任開始期以後に新たにがんと診断確定されても、がん一時給付金はお支払いしません。 ●責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定された場合、がん一時給付金はお支払いしません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、がん一時給付金はお支払いしません。 <p><急性心筋梗塞一時給付金・脳卒中一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、お支払いの対象になりません。 ●同一の日に同一の給付金の支払事由に複数該当することとなる場合でも、その給付金を重複してはお支払いしません。

◆「がん診断特約(引受基準緩和型)(2020)」について

△ お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> ●2回目以降のがん診断給付金は、直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、この特約の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を目的とした入院を開始した場合にお支払いします。 ●直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続してがん診断給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、その1年を経過した日の翌日を入院開始日とみなして、がん診断給付金をお支払いします。
✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●告知の前(主契約の責任開始期の直前5年間)、または告知の時から本特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。(*)

◆「抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)」について

△ お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> ●お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、次の(1)および(2)のいずれにも該当する医薬品をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> (1)厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効果または効果が認められたこと (2)世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)またはV10(治療用放射性医薬品)に分類されること ●薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院をされた場合でも、抗がん剤の支給を受けられていないときは、抗がん剤治療給付金をお支払いしません。 ●お支払いの対象となる入院または通院を同月中に2回以上された場合は、その月の最初の入院日または通院日を抗がん剤治療給付金の支払事由に該当した日とみなします。
✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●告知の前(主契約の責任開始期の直前5年間)、または告知の時から本特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。(*)

(*)責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

- がん診断特約(引受基準緩和型)(2020)および抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)については、被保険者が主契約の責任開始期の5年前からこれらの特約の責任開始期の前日までにごんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っているといわないに関わらず、特約は無効となり、給付金のお支払いはできません。
- 特約が無効となった場合、既にお払い込みいただいた特約の保険料の取り扱いは以下のとおりとなります。
 - ・告知の前にごんと診断確定されていた場合
 - ①その事実を保険契約者および被保険者がいずれも知らなかったときは、払い戻します。
 - ②その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - ・告知の時から特約の責任開始期の前日までにごんと診断確定されていた場合、払い戻します。

◆「先進医療特約(引受基準緩和型)」について

△ お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始期前に既に発病していた疾病により先進医療による療養を受けた場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したこと等により先進医療による療養の必要が生じたときは、給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師からその先進医療による療養を勧められていたとき等は、給付金をお支払いしません。 ●厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。
✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状等)が定められており、医療行為、医療機関および適応症等によっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。

※同一の被保険者において、ネオファースト生命の先進医療特約、先進医療特約(引受基準緩和型)およびがん先進医療・患者申出療養特約との重複加入はできません。

◆「治療保障特約(引受基準緩和型)」について

【入院治療給付金】

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始期前に既に発病していた疾病により入院をした場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したこと等により入院の必要が生じたときは、給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師からその入院を勧められていたとき等は、給付金をお支払いしません。
-------------------	--

短期の海外旅行中に入院した場合等で、公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたにも関わらず、診療報酬点数が算定されない場合の給付金額は、下表のとおりとします。

型	I型	II型	III型
給付金額	入院日数×1,700円	入院日数×3,300円	入院日数×5,000円

【外来手術治療給付金】

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始期前に既に発病していた疾病により手術をした場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したこと等により手術の必要が生じたときは、給付金をお支払いします。ただし、責任開始期前に医師からその手術を勧められていたとき等は、給付金をお支払いしません。 ●以下の手術はお支払いの対象になりません。 <ul style="list-style-type: none"> 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)／切開術(皮膚、鼓膜)／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／抜歯手術／涙点プラグ挿入術／鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術／異物除去(外耳、鼻腔内)
-------------------	---

短期の海外旅行中に手術した場合等で、公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院を伴わない手術をしたにも関わらず、診療報酬点数が算定されない場合の給付金額は、下表のとおりとします。

型	I型	II型	III型
給付金額	1,700円	3,300円	5,000円

※同一の被保険者において、ネオファースト生命の治療保障特約、治療保障特約(引受基準緩和型)および無解約返戻金型治療保障保険との重複加入はできません。

◆「特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020)」について

✕ 保険料のお払い込みを免除できない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始期の直前の5年間に既にごんと診断確定されていたときは、責任開始期以後に新たにがんと診断確定されても、保険料のお払い込みは免除しません。 ●責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合、保険料のお払い込みは免除しません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料のお払い込みは免除しません。 ●受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、保険料払込の免除の対象になりません。 ●上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます)は保険料払込の免除の対象になりません。
---------------------------	--

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

◆契約年齢・給付金額

契約年齢	20歳～80歳(満年齢)			
	主契約・特約			
給付金額			給付金額(契約時)	
			最低金額	最高金額
	無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型) (主契約)	入院給付金日額	3,000円	20,000円
	手術保障特約(引受基準緩和型)	基準給付金額	1万円	20万円
	入院一時給付特約(引受基準緩和型)	入院一時給付金額	1万円	20万円
	女性疾病入院特約(引受基準緩和型)	女性疾病入院給付金日額	3,000円	5,000円
	通院特約(引受基準緩和型)	通院給付金日額	2,000円	10,000円
		通院一時給付金額(*1)	0円(なし)	20,000円
	特定疾病一時給付特約(引受基準緩和型)	特定疾病一時給付金額	10万円	200万円(*2)
	がん診断特約(引受基準緩和型)(2020)	がん診断給付金額	10万円	200万円(*2)
	抗がん剤治療特約(引受基準緩和型)	抗がん剤治療給付金額	5万円	30万円

(*1) 通院特約(引受基準緩和型)を付加した場合、通院一時給付金のないご契約も取り扱いできます。通院一時給付金のみを取り扱いはありません。

(*2) 特定疾病一時給付金額とがん診断給付金額を合算して200万円を上限とします。

◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型) (主契約) 手術保障特約(引受基準緩和型) 入院一時給付特約(引受基準緩和型) 女性疾病入院特約(引受基準緩和型) 通院特約(引受基準緩和型) 特定疾病一時給付特約(引受基準緩和型) がん診断特約(引受基準緩和型)(2020) 抗がん剤治療特約(引受基準緩和型) 特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020)	終身	終身、 60歳・65歳払済、 10年払済
先進医療特約(引受基準緩和型) 治療保障特約(引受基準緩和型)	10年	10年

※特約の中途付加、特約の中途適用や特約をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。

◆「治療保障特約(引受基準緩和型)」の特約の型・支払限度の型の変更について

治療保障特約(引受基準緩和型)の特約の型は、更新時に限り、以下の取扱範囲で変更することができます。

変更前	Ⅱ型	Ⅲ型
変更後	I型	I型またはⅡ型

治療保障特約(引受基準緩和型)の支払限度の型は、更新時に限り、以下の取扱範囲で変更することができます。

変更前	20万円型	30万円型
変更後	10万円型	10万円型または20万円型

※特約の型および支払限度の型は更新時にのみ変更することができます。なお、I型からⅡ型、10万円型から20万円型等、増額となる型の変更については取り扱いできません。

4 保険料のお払い込み

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただけます。

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	第1回保険料：ネオファースト生命指定の口座へのお払い込み、指定口座からの自動振替によるお払い込み、またはクレジットカードによるお払い込み 第2回以後の保険料：指定口座からの自動振替によるお払い込み、またはクレジットカードによるお払い込み
最低保険料について	保険料は年払、クレジットカードによるお払い込みの場合、制限はありません。 保険料の払込方法(回数・経路)が月払かつ指定口座からの自動振替によるお払い込みの場合、主契約・特約を合わせて2,500円以上となります。 ただし、下記①②のいずれかに該当する場合は制限はありません。 ①主契約の入院給付金日額が5,000円以上 ②治療保障特約(引受基準緩和型)を付加

※主契約の保険料払込期間が有期の場合、主契約の保険料払込期間満了後における先進医療特約(引受基準緩和型)の保険料の払込方法は年払となります。ただし、主契約の保険料払込期間満了日の翌日にこの特約が治療保障特約(引受基準緩和型)と合わせて付加されている場合には、月払も取り扱います。

◆健康割引特則

契約日から5年後の契約応当日において、次のいずれにも該当する場合、健康割引特則を適用して以後の保険料について所定の割引引きを受けることができます。

- ・契約日から5年後の契約応当日の前日までに、疾病入院給付金の支払われる入院がない、または疾病入院給付金の支払われる入院の日数が通算して5日未満であること
- ・契約日から5年後の契約応当日の前日までに、災害入院給付金の支払われる入院がない、または災害入院給付金の支払われる入院の日数が通算して5日未満であること

※割引後の保険料は契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。

※特則適用後に、契約日から5年以内の入院について給付金の請求があり、上記の適用条件に該当しないこととなった場合には、この特則の適用はなかったものとして特則適用前の保険料に改めます。

◆保険料払込免除について

特定疾病保険料払込免除特約(引受基準緩和型)(2020)を付加し、特定疾病で所定の事由に該当した場合、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)のお払い込みを免除します。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べて高くなります。

保険料払込の免除事由について、詳しくは、P.30をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料のお払い込みが免除された場合、以後の給付金額の減額等所定のご契約内容変更については取り扱いせん。

※保険料のお払い込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間の満了後にご契約が解約されたとき、または被保険者が死亡されたときは、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の返戻金があります。

5 特約の自動更新

- 先進医療特約(引受基準緩和型)および治療保障特約(引受基準緩和型)については、各特約の保険期間満了日の2ヵ月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態に関わらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- 特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2ヵ月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 更新後の特約には更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度等については、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この特約にかえて、所定の特約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 保険料のお払い込みが免除された場合も同様に、各特約は自動更新されます。

6 解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約の全ての保険料払込が完了している場合に解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお払い込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

7 契約者配当金

契約者配当金はありません。

8 その他留意事項

- ◆ 契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。
- ◆ 預金等との違いについて
本商品は、ネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金等とは異なります。
- ◆ 給付金のお支払い等ができない場合
「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、給付金のお支払い等ができない場合があります。
- ◆ 相談・照会・苦情の窓口について
「注意喚起情報」の **11 相談・照会・苦情の窓口** **P.44** をご確認ください。
- ◆ 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について
本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
詳しくは、「注意喚起情報」の **11 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について** **P.44** をご確認ください。

9 費用について

保険料の一部は給付金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

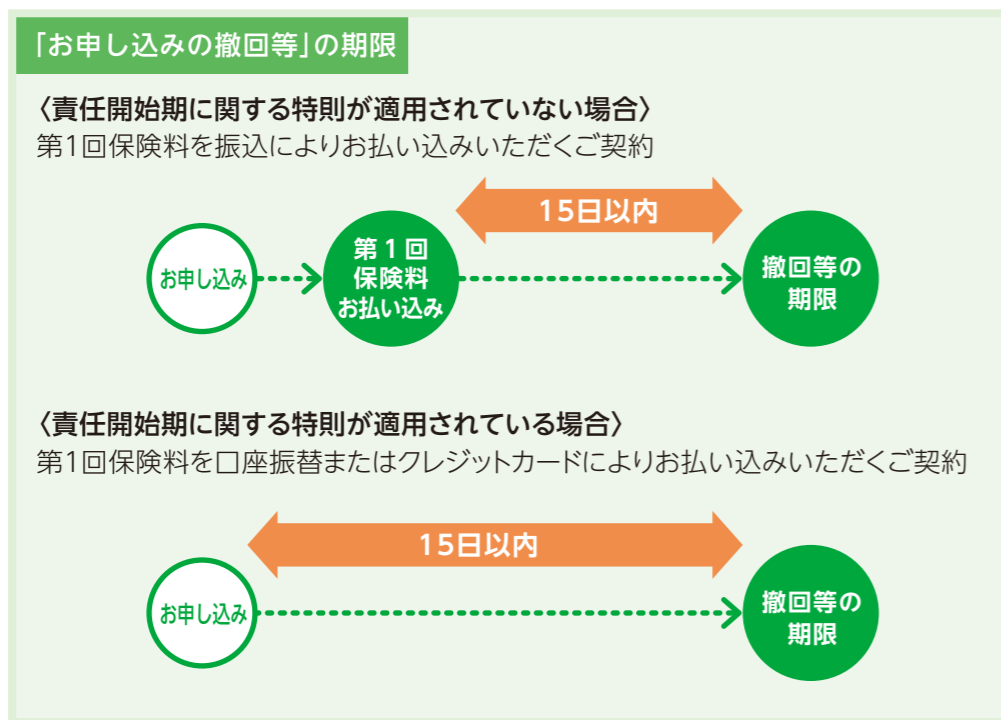


重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申し込みの際、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ (ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日**(*)または**第1回保険料をお支払いいただいた日**のいずれか遅い日(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日)から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。ネオファースト生命では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口をネオファースト生命Webサイトとしています。



(*)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法によるときはお申し込み内容の最終確認をいただいた日)をいいます。

◆「お申し込みの撤回等」について

書面によるお申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。また、ネオファースト生命Webサイト経由によるお申し込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。

◆「お申し込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約である等、お申し込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2 健康状態等の告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障し合う制度です。ネオファースト生命では、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じてご契約のお引き受けの判断を行っています。従って、ご契約のお申し込みの際、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等についての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります(告知していただいた内容によっては、ご契約をお断りさせていただくこともあります)。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについてお尋ねします。**健康状態等、告知書等でお尋ねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の可否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申し込み内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

◆傷病歴等がある場合

傷病歴等を告知された場合には、追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。お申し込み内容どおりお引き受けすることもあります。お断りすることもあります。

! 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書等の質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - ・故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - ・責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお支払いを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。また、既に保険料のお支払いを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、給付金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります。また、既にお支払いいただいた保険料はお返ししません。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取り消しとなることもあります。**

3 責任開始期（保障の開始時期）

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約（第1回保険料を振込によりお支払いいただくご契約）

- 第1回保険料をネオファースト生命が受取った時または告知が行われた時のいずれか遅い時



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約（第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお支払いいただくご契約）

- ご契約のお申し込みをネオファースト生命が受けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時



※ご契約のお申し込みをネオファースト生命が受けた時とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した時（電磁的方法による場合は申込手続きが終了した時）をいいます。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。

⚠ 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお支払い

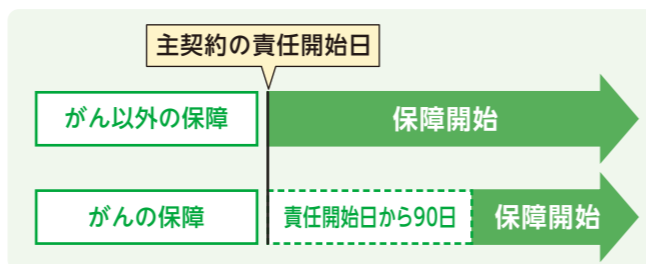
「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱いします。

- 第1回保険料は、責任開始日の属する月の翌月末日までにお支払いください。
- ①のお支払いにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にもお支払いがない場合は、ご契約は無効となります。

下記の特約のがんの保障については、主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されても、保障の対象になりません。

- 特定疾病一時給付特約（引受基準緩和型）のがん^(*)
- がん診断特約（引受基準緩和型）（2020）^(*)
- 抗がん剤治療特約（引受基準緩和型）^(*)
- 特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）（2020）のがん

（*）上皮内がんを含みます。



4 給付金のお支払い等ができない場合

以下のような場合等、給付金のお支払い等ができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生した疾病や、傷害を原因とする場合

※責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより入院などの必要がご契約前後を通じて初めて生じた場合は、給付金をお支払いします（がん診断特約（引受基準緩和型）（2020）および抗がん剤治療特約（引受基準緩和型）は除きます）。ただし、責任開始期前に医師からその入院等を勧められていたとき等は、給付金をお支払いできません。

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

◆重大事由による解除

給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約（他の生命保険会社の保険契約を含む）との重複により給付金額等の合計額が著しく過大となると、保険契約者や被保険者または給付金の受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき等、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆ご契約の失効

保険料のお支払いがなく、ご契約が失効した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

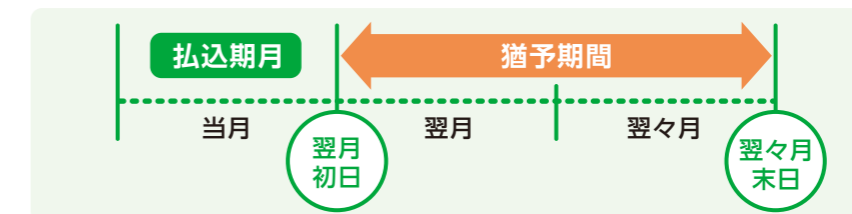
保険契約について詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

5 払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月（保険料をお支払いいただく月）内にお支払いください。払込期月内にお支払いの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお支払いには以下のとおり猶予期間があります。猶予期間中にもお支払いがない場合、ご契約は効力を失います。なお、本商品には、失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取扱いはありません。

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで（契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで）のことをいいます。



6 解約と解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約の全ての保険料払込が完了している場合に解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお支払いが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約が解約されたときは、主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。

7 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払い戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は減額部分に対応する保険料）よりも少なくなるか、もしくは解約返戻金がない場合があります。
- 新たなご契約は、被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。
- 新たなご契約の保険料は、新たなご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なる場合があります。例えば、予定利率が引き下げられることによって主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
- 新たなご契約は告知義務違反による解除、責任開始期前の発病等、給付金をお支払いできない場合があります。

8 生命保険と税金について

税務の取り扱い等については、2021年12月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しております。個人に関する税務の取り扱いの代表例については以下のとおりです。具体的なケースにおける詳細や法人にかかる税務の取り扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

※法令等の改正により取扱内容が変更される場合があります。

◆生命保険料控除

生命保険料控除枠には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。控除される金額は、所得税についてそれぞれの控除枠で最高40,000円(合計で最高120,000円)、住民税についてそれぞれの控除枠で最高28,000円(合計で最高70,000円)となります。

本商品についてお払い込みいただいた保険料は「介護医療保険料控除」の適用を受けることができます。

◆給付金の税法上の取り扱い

入院給付金、手術給付金、入院一時給付金、女性疾病入院給付金、通院給付金、通院一時給付金、がん一時給付金、急性心筋梗塞一時給付金、脳卒中一時給付金、がん診断給付金、抗がん剤治療給付金、先進医療給付金、入院治療給付金および外来手術治療給付金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

9 給付金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて給付金のお支払い等を行う必要がありますので、給付金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎ 0120-226-201 受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



- 支払事由、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので併せてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 給付金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の給付金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

10 保険会社が破たんした場合等

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんした場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額の削減等、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。

➤生命保険契約者保護機構

☎ 03-3286-2820 受付時間 [月曜日~金曜日] 9:00~12:00、13:00~17:00
※祝日・年末年始を除く
Webサイト <https://www.seihohogo.jp/>

11 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎ 0120-312-201 受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

➤一般社団法人 生命保険協会

Webサイト <https://www.seiho.or.jp/>

ご契約後のサービス

【サービス例】

**24時間電話
健康相談サービス**
提供:ティーベック(株)

ご利用対象:
ご契約者さまおよび被保険者さまとそのご家族の方
*ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに

赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう…。
ストレスがたまって、まいってしまって…。
家族の介護について聞きたい。
夜中にやっている救急病院を教えてください。

※回答が自動で返ってくる「チャットボット健康相談」もご利用いただけます！
※画像はイメージです。

**セカンドオピニオン
サービス**
提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。

**受診手配・紹介
サービス**
提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。
※原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。

【サービス利用事例の紹介】

サービスをご利用いただいた方の声
ご契約いただいている皆さまからいただいた声をご紹介します。

電話健康相談 脳梗塞
(33歳 女性) 病院の受診につながったケース

サービス利用前
ある日、めまいがするようになり、左の手足がしびれる感覚がするようになっていました。何回か同じようなことがあり、体に力が入らないこともあったので、次の休みに病院に行けばいいかな、と思っていたもののやはり少し不安もあったので念のためご相談の電話をしました。

サービス利用後
症状を伝えると、すぐに病院に行った方がいいとのアドバイスをいただき病院を受診。脳梗塞が見つかりました。何か対処法などあれば教えてもらいたい、という程度の気持ちで電話をかけたのですが、スタッフの方に親身になって病院に行くよう説得していただき、受診する気になりました。ありがとうございました。

セカンドオピニオン 胃がん
(40歳 男性)

サービス利用前
検診で胃内視鏡検査を行ったところ、胃の粘膜にがんがあると診断された。主治医からは開腹手術をすすめられ、1か月程度仕事を休む必要があると言われていた。

サービス利用後
〈最適な治療法の提示〉
総合相談医との面談後、優秀専門臨床医のもとで内視鏡による手術を受け、早期に仕事復帰できました。

ネオファースト生命は、お客さまの「心身の充実」をサポートしながら、お客さまの将来に寄り添い、応援する商品・サービスを提供してまいります。

契約内容ご案内制度
ご利用対象：ご契約者さま

- 被保険者さま、各種受取人さまおよび指定代理請求人さまに指定された方にも契約内容をご案内することができます。
- 災害時にはご契約者さま、被保険者さまの安否確認をさせていただく場合があります。
※詳細は生命保険証券に同封のリーフレットをご確認ください。

指定代理請求人に指定した娘と離れて暮らしています。いつでも私に代わり、保障内容などを確認してもらえるのは安心ですね。

歯の健康維持に欠かせない、毎日の歯みがきなどをサポートします！
オーラルケアサポートサービス

毎日のセルフケアをサポート

このサービスを利用することで、毎日の歯みがきなどのオーラルケアを楽しく習慣化することができるよ！

50代以降の歯みがきのポイント

歯ぐき下がって根元が露出してきたという方も増えてきます。歯の根元の部分はやわらかく「根元むし歯」になりやすいため、ソフトな歯ブラシを使ってやさしく磨きましょう。

詳細はこちらから

※画像はイメージです。 ※詳細は、保険証券に同封のリーフレットをご確認ください。

※契約内容ご案内制度とオーラルケアサポートサービスを除き、ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お電話によるサービスをご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、ネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限りです。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、病名が判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてなど、ご相談をお受けできない場合があります。その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp> ネオファースト生命



MEMO
